

○暴走族相談員の運用に関する訓令

平成 12 年 3 月 29 日
本部訓令第 20 号

〔沿革〕 平成 13 年 3 月本部訓令第 9 号, 10 月第 17 号, 14 年 4 月第 21 号, 17 年 4 月第 12 号,
令和 5 年 4 月第 号改正

暴走族相談員の運用に関する訓令を次のように定める。

暴走族相談員の運用に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 暴走族相談員に関しては、広島県暴走族追放の促進に関する条例（平成 11 年広島県条例第 39 号）及び暴走族相談員に関する規則（平成 22 年広島公安委員会規則以下第 7 号。「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(委嘱に係る審査等)

第 2 条 生活安全部長は、規則 4 条第 2 項の規定により警察署長（以下「長」という。）から同項の暴走族相談員推薦書が提出された場合は、生活安全部少年対策課長（以下「少年対策課長」という。）をして、当該暴走族相談員推薦書により推薦された者について書面による審査を行わせ、その審査の結果に基づき、暴走族相談員の委嘱の適否を判断し、委嘱を決定するものとする。

(暴走族相談員証)

第 3 条 少年対策課長は、前条の規定により暴走族相談員の委嘱が決定したときは、規則第 8 条の証明書（以下「相談員証」という。）を当該暴走族相談員に交付する。

2 暴走族相談員は、相談員証を亡失し、又はき損したときは、速やかに少年対策課長に申し出て、再交付を受けるものとする。

3 暴走族相談員は、暴走族相談員でなくなったときは、相談員証を少年対策課長に返納しなければならない。

(報償金及び実費弁償)

第 4 条 暴走族相談員に報償金を支給するものとし、その額、支払方法等については別に定める。

2 実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 23 号）の規定を準用し、一般職の職員に支給する旅費相当額とする。

3 第 1 項の報償金及び前項の実費弁償の支払方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 165 条の 2 の規定により、口座振替払とする。

(活動区域)

第5条 暴走族相談員は、規則第3条の担当区域内において活動するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該担当区域以外の区域において活動することができる。

- (1) 当該担当区域以外の区域における活動が当該担当区域内の暴走族追放の促進に資するものである場合
- (2) 他の担当区域の暴走族相談員等と相互に協力して暴走族追放の促進に資する活動を行う場合

2 暴走族相談員は、前項の規定により担当区域以外の区域において活動しようとする場合は、事前に自己の担当区域を管轄する署長に届け出て、その承認を得るものとする。

(運用上の留意事項)

第6条 署長は、暴走族相談員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 暴走族相談員の活動は、規則第7条各号に規定する事項に限られるものであり、何ら強制力を伴わないものであること。
- (2) 暴走族相談員一人に対して一人のサポート警察官（暴走族相談員の活動を補助する警察官をいう。以下同じ。）を指名し、暴走族相談員の活動に当たっては連携して行わせること。
- (3) 暴走族相談員が警察に報告又は通報した事項については、秘密の保持に留意すること。
- (4) 暴走族相談員が警察に報告又は通報したことによって、当該暴走族相談員が暴走族構成員その他の関係者から危害を受けるおそれがある場合は、その保護に万全の措置を講じること。
- (5) 暴走族相談員による県等関係機関に対する支援要請は、生活安全部少年対策課を通して行うこととし、単独による要請を行わせないこと。

(活動報告等)

第7条 署長は、暴走族相談員が活動したときは、別記様式の暴走族相談員活動記録（以下「活動記録」という。）により、暴走族相談員の活動状況を明らかにするとともに、当該活動記録を編てつして保管するものとする。

2 署長は、暴走族相談員の活動状況について、前項の活動記録の写しにより、少年対策課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。この場合、署長は、毎月の10日までに前月分を提出するものとする。

(講習)

第8条 少年対策課長は、暴走族相談員の委嘱がなされたときは、速やかに次の事項について当該暴走族相談員に対し、講習を行うものとする。

- (1) 暴走族相談員の業務及び心構え
 - (2) 暴走族の現状及び実態
 - (3) 暴走族相談員の具体的活動要領
 - (4) 暴走族相談員として必要な法令知識
- (指導)

第9条 少年対策課長は、暴走族相談員の業務に関し、必要な事項を指導するものとする。

(解嘱に係る審査等)

第10条 生活安全部長は、規則第10条第2項の規定により署長から同項の暴走族相談員解嘱具申書が提出された場合は、暴走族対策課長をして、当該暴走族相談員解嘱具申書により解嘱を具申された者について書面による審査を行わせ、その審査の結果に基づき、暴走族相談員の解嘱の適否を判断し、解嘱を決定するものとする。

(配意事項)

第11条 署長は、暴走族相談員の活動を推進するため、次の事項に配意するものとする。

- (1) サポート警察官に対する指導を行うこと。
- (2) 暴走族構成員の保護者が主体となった保護者会の設置を促すこと。
- (3) その他暴走族相談員及びサポート警察官の活動に必要な事項を定めること。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日本部訓令第9号広島県警察の組織の改編等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令24条による改正附則)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月1日本部訓令第17号職員の旅費の支給に関する訓令等の一部を改正する訓令4条による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。
- 3 〔前略〕第4条の規定による改正後の暴走族相談員の運用に関する訓令の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する部分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日本部訓令第 21 号広島県警察の組織の改編等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令 12 条による改正附則）
この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日本部訓令第 12 号広島県警察の組織の改編等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令 5 条による改正附則）
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第7条関係）

暴 走 族 相 談 員 活 動 記 録

（ 警 察 署 ）

暴走族相談員氏名	
活 動 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
担 当 区 域	
活 動 内 容	
警 察 署 の 採 っ た 措置等	
そ の 他 参 考 事 項	

注 新聞記事等参考資料があれば添付すること。